

富士市成年後見制度講演会

お気軽にご参加
ください。

参加無料

このような心配ごはありませんか？

金融機関から
成年後見人が必要と
言われた

どうしたら後見人
になれるの

自分で
お金の管理が
できない

わたしたちが亡くなった後、
知的障害を持つ我が子の
生活や財産管理が心配

成年後見制度は、判断能力が十分でない人を支援するとともに、将来に備えることもできるしくみになっています。「判断能力が失われる前に」「親亡き後の子のために」「自分の家族のために」今から準備できること、いざというときの相談窓口などを紹介します。自分の人生設計のために、また大切な人のためにできる備えを考えてみませんか。専門職(社会福祉士)による個別相談会も開催します(要予約)。

令和5年

10月14日(土) 9:30~11:30

会場 富士市役所消防防災庁舎7階大会議室

講演会終了後、
個別相談会(要予約)
を開催します。

〈内容〉①「知っておきたい成年後見制度」

～あなたとあなたの大切な人のために～

〈講師〉弁護士 柿崎博昭 様(柿崎法律事務所)

②社会福祉士による個別相談会



募集人数 100名程度

申し込み 電話、またはEメールで参加者の氏名、人数、
電話番号を下記までご連絡ください。



車でお越しの方は
市役所内駐車場を
ご利用ください

富士市成年後見支援センター

富士市社会福祉協議会

〒416-8558 静岡県富士市本市場432-1

富士市フィナンセ東館2階

☎0545-64-6010

Eメール kouken@fujishishakyo.com